

都心の森1万本ロゴの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都心の森1万本ロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴの使用目的)

第2条 ロゴは、天神ビッグバンや博多コネクティッドにより、まちが大きく生まれ変わっていく中で、緑が持つ魅力により、まちに「彩り」を加え、憩いや安らぎが感じられる空間を創出するため、市民や企業と共働し、新たに樹木を植え、今ある緑をより美しくするとともに、民有地における緑化誘導により、良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図り、緑豊かなまちづくりを推進する「都心の森1万本プロジェクト」の取組みについて、民間事業者や市民に対して広く発信するために使用するもの。

(ロゴの仕様)

第3条 ロゴの形状及び色彩は、別に定める「都心の森1万本ロゴデザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）」のとおりとする。

(使用者の資格)

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、この要綱の定めるところにより、ロゴを使用することができる。ただし、商業利用を行う場合については、福岡市長（以下「市長」という。）に対して、あらかじめ「都心の森1万本ロゴの商業利用に関する届出書【様式第1号】」に必要な書類を添付して届出をしなければならない。

- (1) ロゴを使用する者（以下「使用者」という。）が法令又は公序良俗に違反し、又はそのおそれがあると認められる事業等にロゴを使用するとき。
- (2) 使用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に利益を供与し、又はそのおそれがあると認められる事業等にロゴを使用するとき。
- (3) 使用者が第三者の利益を害し、又はそのおそれがあると認められる事業等にロゴを使用するとき。
- (4) 使用者が特定団体又は個人の政治活動又は宗教活動を著しく助長し、又はそのおそれがあると認められる事業等にロゴを使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者がロゴを使用することにより、市の信用又は品位を損ない、又はそのおそれがあると認められる等その使用が著しく不適当と市長が認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、ロゴを使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の使用目的に留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 第3条のデザインマニュアルを遵守し、本来のデザインとの同一性を損なわないようにすること。
- (3) その他各種法令を遵守すること。

(使用料)

第6条 ロゴの使用料については、無料とする。

ただし、販売目的等で使用する場合は、別途、市と協議をするもの。

(使用状況の確認)

第7条 市長は、ロゴの使用状況を確認するために、使用者に対して、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、ロゴを含むものについて、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに取得してはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第9条 市長は、使用者が、この要綱に違反したときは、ロゴの使用に係る必要な助言・指導又はその使用の差し止めを命じることができる。

2 使用の差し止めにより使用者に損害が生じても、市長はその責任を負わない。

(紛争の解決)

第10条 使用者は、ロゴの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。また、使用によって第三者に損害が発生した場合も市長は何ら責任を負わないものとする。

(使用者の物品等に対する責任)

第11条 ロゴを使用した使用者の物品等の安全性、品質等については、市長が保証するものではなく、すべて使用者が責任を負うものとする。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は、住宅都市みどり局みどり推進部みどり推進課が行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。